

平成二十一年七月十四日受領  
答弁第六四四号

内閣衆質一七一第六四四号

平成二十一年七月十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出海上自衛隊艦船等の民間港入港に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出海上自衛隊艦船等の民間港入港に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

三について

海上自衛隊の船舶は、教育訓練の実施、防衛に関する知識の普及及び宣伝等のため必要な場合に、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項の港湾区域をいう。）に入港している。

四について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要すること及び関係する資料の保存期間が経過しているものもあることから、防衛省としては、御指摘の調査を行うことは考えていない。